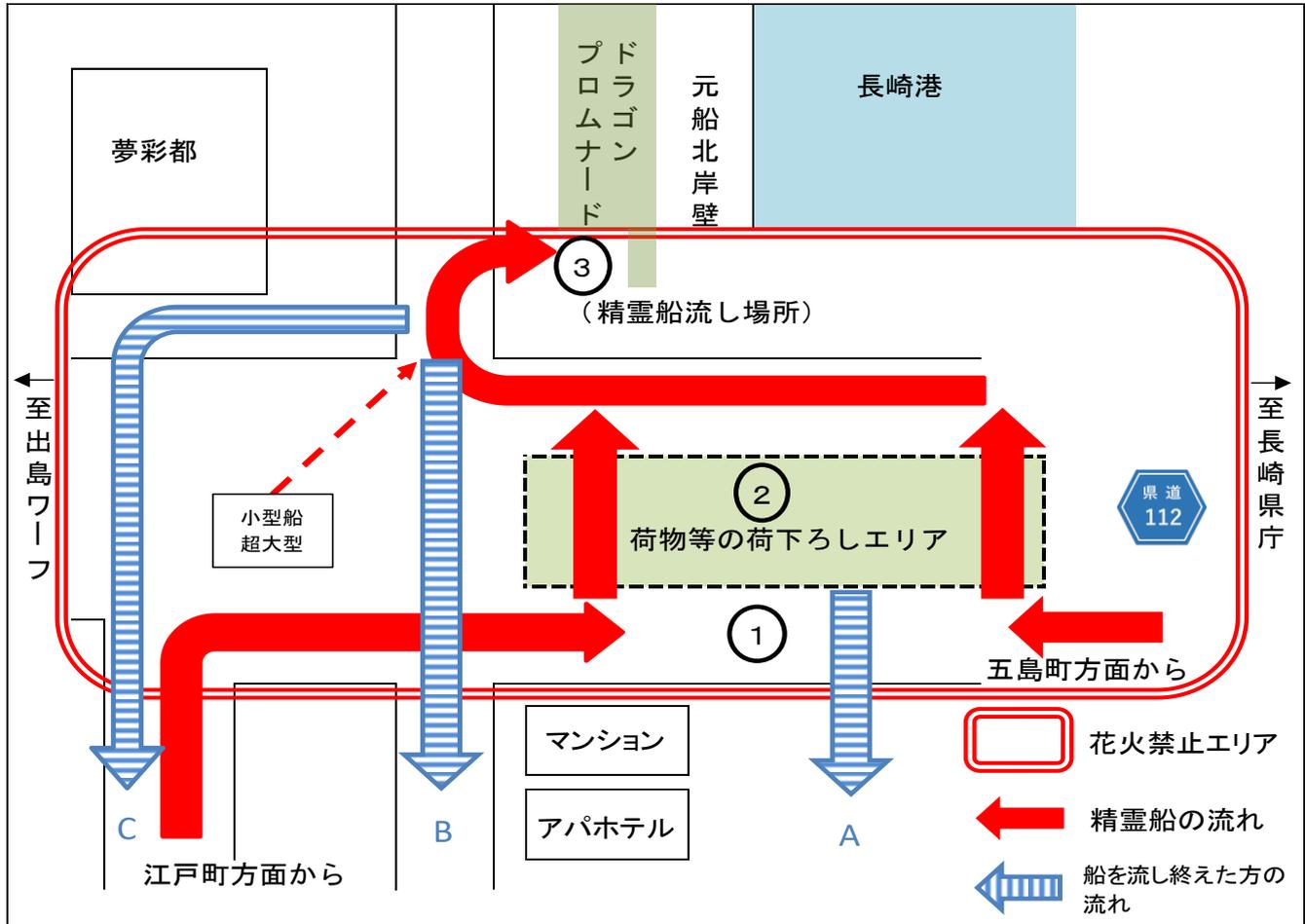


令和7年の元船地区流し場について（お願い）

令和7年の元船地区の流し場は、元船北岸壁（ドラゴンプロムナード北側の岸壁）となります。
当日は**係員の誘導に従い**、円滑に精霊流しを行っていただきますようお願いいたします。



(元船地区流し場における精霊船の流れ等)

- ① 江戸町・五島町方面からの精霊船は、いずれも②の「荷物等の荷下ろしエリア」を経由する。
(船の大きさ等により、一部の船は③の精霊船流し場所へ直接誘導することがあります。)
- ② 提灯や荷物、船の車輪等を取り外す必要がある場合は、「荷物等の荷下ろしエリア」にて、**取り外し等を行う。**
※混雑防止の為、提灯や荷物、**車輪等は速やかに取り外せるようにしておく。**
その後は、必要最小限の人数で③の精霊船流し場所へ精霊船を運搬する。それ以外の同行者の方は、A (←) のとおり、「荷物等の荷下ろしエリア」から退出する。
- ③ ドラゴンプロムナード入口付近で精霊船を置き、すみやかにB・C (←) のとおり流し場から退出する。**(岸壁内への立ち入りはできません。)**

詳しくは長崎市HPへ



お問い合わせ先
担当課：長崎市資源循環課
連絡先：直通 095-829-1159